

✿ 育児休業給付金の支給対象の延長について ✿

H29. 10. 17

◆ 1歳6か月まで支給期間延長を希望する場合

お子様の1歳の誕生日以降において、保育に欠ける状況である方が対象です。お子様が1歳になるまでに認可保育所に入所できるよう、1歳の誕生月の初日から1歳の誕生日までを入所希望日とし、各市町村に対して入所申込みを行っている必要があります。

必要書類

・各市区町村が発行した証明書（入所不承諾通知書など、保育の申込みを行い、かつ1歳の誕生日において保育が行われていないことが確認できるもの）

（不承諾通知書で入所希望日が確認できない場合、入所申込書の提出をお願いする場合があります。）

《注意！》

- ① 入所希望日が1歳の誕生日の翌日以降の場合には、延長の対象となりません。
- ② 市区町村から、「途中入園は困難」、「定員超過のため次回入所は困難」等の説明を受け、入所申込み自体を行わなかった場合、延長の対象となりません。

◆ 1歳6か月まで延長し、再度 支給期間延長（2歳まで）を希望する場合

（誕生日：平成28年3月31日以降に生まれた子が対象）

- ・1歳の誕生月の初日から1歳の誕生日までを入所希望日とし、各市町村に対して入所申込みを行っていたものの入所できず1歳までに保育園に入所できないなど、1歳6か月まで支給期間を延長し、
- ・その後も、1歳6か月に達する日の翌日までを入所希望日とし1歳の誕生月の初日から引き続き入所申込みを行っている必要があります。

必要書類

- ・各市区町村が発行した証明書（1歳6か月に達する日後の期間について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みをおこなっているが、保育の実施が行われない旨の新たな確認書類）
- ・雇用期間に関する確認書（別添） … すべての申請者（雇用期間に定めのない方含む）について提出が必要です。

《注意！》

- ① 1歳6か月に達する日までの間に、保育所の入所を辞退した場合、延長の対象とはなりません。
- ② 1歳6か月に達する日までの間に、入所申込みの取り下げを行った場合や、入所保留の有効期限到来以後入所申込みを行っていないなどの場合は、延長の対象となりません。
- ③ 入所希望日が1歳6か月に達する日の翌々日以降の場合には延長の対象となりません。
例：平成28年12月9日が出産日の場合、平成30年6月10日以降の入所希望日だと延長対象外。
- ④ 市区町村から、「途中入園は困難」、「定員超過のため次回入所は困難」等の説明を受け、入所申込み自体を行わなかった場合、延長の対象となりません。
- ⑤ 期間を定めて雇用される方（有期契約労働者）のうち、子が1歳6か月から2歳に達する日までの間に必ず労働契約が満了し、退職する方については、2歳までの延長はできません。なお、契約期間が満了しない場合や、契約が更新されるか未定であり退職するかわからないような場合は延長の対象となります。

❀ 次のお子さんを出産する場合等について ❀

育児休業期間中（育児休業給付受給中）に、次の子にかかる産前産後休業等の他の休業が開始された場合は、その新たな休業開始日の前日をもって当初の育児休業給付は終了となりますので、事前に事業主または申請窓口担当職員にお申し出ください。

❀他の要件等、ご不明な点は
お問い合わせをお願いします。

千 葉 労 働 局
電 子 申 請 事 務 セ ン タ ー
TEL 043-307-5635